木更津市

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の取扱いについて

福祉部介護保険課

　「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」が公布され、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第１３条第１８号の２」が定められ、平成３０年１０月から居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合に、介護支援専門員は、居宅サービス計画を市に届け出ることとなっております。

　このことに係る事務処理方法については、下記のとおりです。

１　介護支援専門員は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日号外厚生省令第３８号）」第１３条第１８号の２の規定に基づき、別添の届出書に居宅サービス計画書（写）を添えて届出して下さい。

２　届出の対象となる訪問介護の種類は、生活援助中心型サービス（注１）で、要介護状態区分に応じてそれぞれ１月あたり次の回数が定められています。

1. 要介護１　２７回
2. 要介護２　３４回
3. 要介護３　４３回
4. 要介護４　３８回

⑤ 　要介護５　３１回

＊（注１）身体介護に引き続き生活援助を行った場合（身体介護が混在するサービス）については、届出から除外します。

３　居宅サービス計画書の届出は、利用者が要介護更新認定を受けた場合や要介護状態区分の変更の認定を受けた場合など、居宅サービス計画を作成又は変更〔継続的なアセスメントに伴う変更〈生活援助の回数変更等を含む〉した場合に届出をしてください。ただし、軽微な変更〈例えばサービス提供の日時の変更等〉については除きます。〕

４　届出時期

当該月において作成又は変更した居宅サービス計画（注２）については、翌月の末日までに市に届け出てください。

届出の開始は、平成３０年１０月以降に作成又は変更した居宅サービス計画から順次届出を行ってください。

＊（注２）利用者の同意を得て交付した居宅サービス計画のことをいう。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【問合せ先】

木更津市福祉部介護保険課　介護認定給付係

電　話：0438－23－7162